

大和市公告第51号

大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年大和市条例第21号）第4条第1項の規定により、平成25年度に負担金を賦課しようとする区域を次のとおり定める。

平成25年4月1日

大和市長 大 木 哲

1 賦課対象区域

大 字	小 字
福田	甲八ノ区の一部
下和田	上ノ原の一部 中ノ原の一部

2 賦課対象区域面積 0.68ha

3 賦課対象区域位置図 別紙のとおり。